

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年8月31日 第26号
件名	開発事業者が工事車両の「通行認定」逃れをしないよう、申請対象から一部区間を外す場合でもその理由と根拠を確認するよう求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

車両通行の際は、道路法において「車両の制限（一般的制限値）」が定められ、この「制限」を超えない車両であっても、道路の幅員が狭く、車両の幅が広い場合などは通行制限が生じる場合があります。工事車両がこうした狭い区道を通行する場合、車両制限令第5～7、12条に基づき、道路管理者である区から「通行認定」を受ける必要があります。

「通行認定」は、事業者から提出される申請に基づき、区が審査し「認定証」を交付するものですが、本来なら「通行認定」を受けられない狭い区道に工事車両を無理矢理通行させようと、その一部区間だけを「通行認定」の対象から外して申請し、区も一部区間を対象区間から外すに当たっての正当な理由と合理的根拠を確認することなく受け付け、その一部区間だけを外した「認定証」を交付するケースがあります。

その一例が、狭い区道が交差する十字路の右左折にあたり、「通行認定」の交付を受けられない大型車両を通行させるため、十字路角地の私有地の隅切り部に片側車輪だけ踏み入れて通行するというものです。

事業者側の言い分は、「その区間だけ私有地に侵入する」というもので、区も「通行認定」制度が羈束行為（行政庁の判断に裁量余地がない行政行為）であり、事業者の言い分の正当性や合理性を質することなく、申請区間だけを審理し、「通行認定証」を交付しています。しかし、こうしたやり方がまかり通れば、車両制限令に基づく「通行認定」制度は骨抜きになり、脱法的な「通行認定」逃れが常態化してしまいます。

そこで、恣意的に申請対象から外すような申請があった場合、道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的を逸脱することのないよう、道路管理者である区において一部区間を申請対象から外す理由を質し、正当な理由や合理的根拠がない場合は対象区間に含めて申請するよう促すべきと考え、区長に下記を働きかけていただくよう貴議会にお願いいたします。

## 請願事項

- 1 「通行認定」申請の受け付けに当たって、対象通行区間から一部区間を外すような申請があった場合、道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的に鑑み、一部区間を外す理由を質すようにしてください。
- 2 上記1項において、一部区間を外す理由を質した際に、正当な理由と合理的根拠がなく道路法及び車両制限令の法令の趣旨と目的を逸脱するようであれば、申請対象区間に含めるよう促すようにしてください。